

## 大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金受付・審査委託業務 に係る審査基準

### 1 業務委託候補者決定方法

契約限度額の範囲内の価格をもって有効かつ審査委員会が評価項目ごとに定めた審査基準をもとに採点した結果、最も得点の高い1者を業務委託候補者とする。

### 2 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 実施体制・業務遂行能力		50/100
実施体制	業務を遂行するにあたり、実施体制が整っているか。	10
類似業務の実績	これまでの事業実績等から、本業務を着実に実行することが期待できるか。	20
業務遂行	問合せや申請を正確かつ効率的に処理するための工夫がなされているか。	10
スケジュール	事業全体のスケジュールは妥当か。	10
2 所要経費		50/100
経費の効果性	提案書に記載された事業費の総額について算定式（※1）により評価し、価格点を得点として付与する。	50
合計		100/100

※1 価格点の算定式 =  $\left[ 0.6 - \left\{ \frac{(\text{①提案見積書に記載された金額} - \text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者) の平均})}{\text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者) の平均}} \right\} \right] \times \text{価格配点 } 50$

（下線部の値が、負の値になるときは「0」とし、1を超えるときは「1」とする）

※採択基準：審査会での採点結果が6割以上のものを対象とします。

### 3 企画提案の採点

提案書等に記載された内容について、審査基準表により書面審査を行う。

- (1) 定性的評価項目（実施体制・業務遂行能力）における採点方法  
次の5段階評価とする。

採点	評価	得点
①	極めて優れている	配点の 100%を与える
②	優れている	配点の 80%を与える
③	普通	配点の 60%を与える
④	やや不十分	配点の 40%を与える
⑤	不十分	配点の 20%を与える

(2) 定量的評価項目（所要金額）における採点方法

審査項目のうち、所要経費の提案見積金額に関する事項については、次の式にて見積り金額を得点化する。

価格点の算定式 =  $[0.6 - \{(\text{①提案見積書に記載された金額} - \text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者の平均)}) / \text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者の平均)}\}] \times \text{価格配点 } 50$

※  $[0.6 - \{(\text{①提案見積書に記載された金額} - \text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者の平均)}) / \text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者の平均)}\}]$  の値が負の値になるときは「0」とし、1を超える場合は「1」とする。

提案書に記載された事業費の総額について算定式により評価し、得点を付与する。得点は少数第2位以下を四捨五入した値とする。

4 審査基準表

別紙のとおり